



# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	1
事業名	農業委員会事業		

## ■基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な委員会運営に努める。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業委員会総会運営</li><li>・ 農地法関係許可申請</li><li>・ 農業者年金関係</li><li>・ 納税猶予関係事務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地情報公開システムの構築</li><li>・ 農地台帳の整備（配布、回収）</li><li>・ 遊休農地、違反転用パトロール</li><li>・ 農地の利用状況及び利用意向調査</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業者の高齢化及び後継者不足により、年々遊休農地と成り得る農地が増加している。そうした中、令和3年度には農業委員会委員と連携し、利用頻度が少なく遊休農地化した苗田の農地復元に対する取組として、上小口の苗田所有者に対し担い手が農地を管理し集約することで、所有者の管理負担が軽減できることを提案し、概ね同意が得られた。また、株式会社東海理化が新たに進める農福連携事業で利用する農地について、所有者はもちろん、町や地域住民の困り事の一つである遊休農地を提案し、農福連携事業で有効活用してもらえるよう所有者の同意を取り付けた。</li></ul> <p>更には、特に、畑地において遊休農地化が進む傾向がみられるため、有機栽培に取り組む新規就農者と所有者の同意を得る中で遊休農地の有効活用に結び付けた。</p> <p>また、令和3年度に新たに公益社団法人コミュニティ・ワークセンター及び一般社団法人アクティブ（以下「協定先」という。）と新たに「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、所有者自ら管理することが困難な場合に、所有者に対し草刈り等の管理業務の委託先を紹介する仕組みを創設した。</p> <p>こうした取組を一層進めながら、圃場だけでなく、畑地を含めた農地全般について、担い手と農地所有者とのマッチングを図る等して、更に農地の適正な管理と保全が徹底されるよう促進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国が進める農地情報公開システムについて、愛知県内では稼働が遅れている状況下にある。本町は、システムへのデータ移行は済んでいるものの稼働しておらず、国や県の動向を見ながら情報収集し、システム稼働に向けて取り組む必要がある。</li><li>・ 農地法に基づく農地台帳の整備に加え、他法令等に基づく権利等の設定、遊休農地の把握や意向調査結果の整理等、適法且つ適正な事務処理を行うため、農地台帳システムによる一元管理が必要である。</li></ul>	

令和4年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地解消のため、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを強化し、その後の指導の徹底を図る。また、指導にあたっては、所有者の意向調査を実施し、農地の集約化に向けた情報提供と折衝を行うことで、農地の適正な管理と保全につなげる。 また、令和3年度に実施した遊休農地と担い手等の結び付けを一層促進するとともに、協定先との連携により所有者自ら適正な管理が困難な場合に、管理業務の委託を提案するなどし、更なる農地の適正化を進めていく。</li> <li>農地情報公開システムへの稼働には、データの更新、遊休農地データの追加等手続きが必要である。近隣市町の農業委員会と調整を図り、愛知県農業会議等に相談しながらシステム稼働に向けて検討していく。</li> <li>町内農地に関する様々な情報を一元管理できるよう、農地台帳システムの見直しと検証を行う。</li> </ul>
-----------------------	---

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	・遊休農地の発生防止や農地の集約化による農地の適正化を進めることを目標とする。					
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標	

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	・新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策等の農業委員会活動が円滑に行えるようタブレット端末の操作研修を実施する。
R6 年度	・農地情報の電子化や地図データ化を整備し、タブレット端末を活用した情報管理を行いながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	・大口町農業委員会総会の開催
4	・委員会活動計画の策定（HPによる公表）（～5月）
6	・農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック）
7	・納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局）
8	・農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～10月）
11	・農地台帳の郵送、回収及び整備
12	・農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1月）
3	・委員会活動点検・評価（HP等による公表）
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局）</li> <li>・農地法関係許可申請等に関する事務</li> <li>・農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務</li> <li>・遊休農地に関する苦情対応・処理事務</li> <li>・農業委員会会議録閲覧事務</li> </ul>

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 遊休農地解消に関する改善策に対する取組としては、令和4年10月に農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、全体で112筆の耕作放棄地を現地で確認した。その後、再度令和5年1月に事務局職員で現地を確認し、是正対象とすべき農地33筆を確定した上で、郵送により耕作放棄地所有者に対する指導を行った。一方、農地パトロールに加えて実施した担い手への農地集積・集約化の推進活動や遊休農地の発生防止・解消活動等の最適化活動では、所有者や管理者と訪問面談しながら、適正な保安全管理に関する指導だけでなく、利用意向の聞き取りや集積・集約に関する協力要請を行った。  
 また、令和3年度から取り組んできた遊休農地化した苗田の復元については、農業委員会委員と連携し、上小口の苗田所有者全員の同意書を得るとともに、並行して当該農地を利用管理してもらう農業者を探し現地も一緒に確認した。その他にも、令和5年2月に3台のタブレット端末を導入するため、現地で有効利用できるよう研修に参加した。  
 更には、年間56件の苦情があった適正に管理されていない農地所有者に対しては、協定先との連携により所有者自ら適正な管理が困難な場合に、管理業務の委託を提案するチラシを同封し、対策を講じるよう個々に依頼した。
- ・ 農地情報公開システムへの稼働に関する改善策に対する取組としては、当該システム上のデータ更新が農地利用最適化交付金の前提条件になったこともあり、随時データを更新した。
- ・ 農地台帳システムの一元管理に関する改善策に対する取組としては、町独自の既存台帳システムとの連携が必要となる国のeMAFF農地ナビや共通申請サービスシステム等との連携方法の確認や稼働時期に遅れが生じないように会議等への参加により情報を収集した。

## ■ 評価

- ・ 遊休農地解消に関する取組に対する評価としては、農地パトロールを実施した結果、是正対象とすべき農地 33 筆の耕作放棄地所有者に対する指導は行ったが、利用意向調査を実施することはできなかったため、今後は利用意向調査を積極的に行わなければならないと考えている。一方、農地パトロールに加えて実施した最適化活動では、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が直接所有者や管理者と訪問面談することで、郵送よりも利用意向の聞き取りや集積・集約に効果があったため、今後も継続して行っていきたい。

また、上小口の苗田は苗田所有者と担い手をマッチングし、耕作放棄地の農地復元を達成することができたため、この取組のように、集積・集約に関する協力要請と受け手となる担い手の理解の醸成を高めていくことが重要である。その他、現地でのタブレット端末利用については、地図データの整備が必要であるため有効利用できる状態にはないが、試験的な利用は可能なため、今後農地パトロールの際は利用していきたい。

また、協定先との連携による取組については、農地パトロールによる是正対象農地や地域住民からの苦情発生農地の所有者からの相談を受け、20 件を協定先の受注作業による農地管理につなぐことができた。

- ・ 農地情報公開システムへの稼働に関する取組に対する評価としては、農地情報公開システム上のデータ更新を行ったことで、まずは、令和 5 年度の補助金交付申請ができるようになったが、今後はこれを町農業委員会が利用していくこと、また農業者等が利用できるようになることを考えていかなければならないと考えている。
- ・ 農地台帳システムの一元管理に関する取組に対する評価としては、会議等への参加による情報収集の結果、町独自の既存台帳システムと国の eMAFF 農地ナビや共通申請サービスシステム等との連携方法、その他必要な手続きやスケジュールは把握できたが、未だ、国や県も具体的な事項を示していないことが多いため、引き続き情報収集する必要があると考えている。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	2
事業名	農業振興事業		

## ■基礎情報

目的	<p>農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。</p> <p>農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。</p> <p>食料自給率の向上を目指した農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地中間管理事業に関する業務</li> <li>・ 農業の担い手に対する支援</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲駆除</li> <li>・ 生産調整に対する補助に関する業務</li> <li>・ 遊休農地パトロール</li> <li>・ 利子補給等</li> <li>・ 猟友会(資格取得者)に委託</li> <li>・ 農振除外申出審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備計画の変更</li> <li>・ れんげまつり開催</li> <li>・ ふれあい農園の管理運営及び交流会開催</li> <li>・ 農業ちやれん塾開催</li> <li>・ 農機具のレンタル事業</li> <li>・ 大口産米粉の普及啓発の強化</li> <li>・ 朝市会支援に関する事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランの土地利用計画との整合を一定程度図る中で農業振興地域整備計画を精査し、将来的に工業機能を誘導する区域については適正な手続きによる農用地利用計画の変更を行う一方、農業ゾーンについては優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する必要がある。</li> <li>・ 水稻作付け担い手農家が安定した営農活動が行えるようサポートしていく中、農地を効率よく利用し生産性の向上を図る必要がある。</li> <li>・ 水稻・麦以外の作物についても、農業者が安定した営農活動が行えるようサポートしていく必要がある。</li> <li>・ 大口町産米粉の販売数が年々減少しているため、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で、安定した供給と利用促進のための普及啓発に取り組む必要がある。</li> <li>・ 農業ちやれん塾については、講師との打ち合わせを密に行い、作付け等の体験だけでなく、勉強会を開催する中で受講生に効率よく学んでもらい、新たな農業者の発掘や自己所有農地の適正な管理保全に理解が得られるよう努める必要がある。また、塾生 OB に対しても、フォローアップ等の支援策を検討する必要がある。</li> <li>・ れんげまつりについては、れんげの播種、管理及びれんげまつり当日の運営等を下小口景観保存部会に委託することにより、団体独自のノウハウを活かしながら安定した運営が行えるようになってきているが、コロナ禍において安全、安心に老若男女が参加できるよう計画する必要がある。</li> </ul>	

令和4年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランの土地利用計画に基づく農業振興地域整備計画の精査と、工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断し、優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する。</li> <li>担い手が、町内農地を有効利用できるよう、担い手の経営能力に合わせた農地配分を検討する等して支援する。また、各農家との話合いの場を設けて意見交換し、直面している問題等を聞き解消していく。更には、担い手の農業基盤の効率化を図るため、利用権設定を活用し更なる経営農地集約化を進める。</li> <li>水稲・麦以外の農業者の安定経営に関し、県の普及課及び農協と連絡を密にしサポートしていく。</li> <li>米粉販売箇所にも米粉を使ったレシピを掲示する等、耕作くらぶと協働で積極的なPRを行い、イベント等を通じた米粉の普及に努めるとともに、販売店を経営する農業者とも連携しながら更なる米粉の普及に努める。</li> <li>農業ちやれん塾の年間スケジュールを作成し、充実且つ計画的な受講内容による事業を運営する。また、受講生に対しても、事前に受講内容を知らせることにより、受講当日までの理解を深めるよう努める。また、塾生OBに対するフォローアップについて、就農状況等を把握し支援策を検討していく。</li> <li>れんげまつりについては、改めて本来の目的である「環境・交流・景観・教育・健康を体現する場を提供し、れんげ畑の中でまつりに参画した者、参加した者が、性別、年齢及び障がいなどを超えた交流を図ること」を達成するため、引き続き、団体との協働開催により、老若男女、様々な世代が参加できるれんげまつりを計画する。また、コロナ禍においても友達や家族で参加し、安全に楽しむことができるれんげまつりを計画し、更なる誘客増を目指す。</li> </ul>
-----------------------	--

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果 指標	・担い手農家の経営農地面積						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
179.0ha	-	183.0ha	-	-	-	-	200.0ha

## ■3年間の目標

目標	(この表は斜線で消されています)					
	項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標地図（案）と地域計画（案）を作成する。</li> <li>・ 農業者の経営安定対策へのサポートに努める。</li> <li>・ 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、食料自給率の向上や地産地消の推進に取り組む。</li> </ul>
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標地図と地域計画を作成する。</li> <li>・ 農業者の経営安定対策へのサポートに努める。</li> <li>・ 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、食料自給率の向上や地産地消の推進に取り組む。</li> </ul>

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用権設定事業事務</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転作確認（景観作物）</li> <li>・ れんげまつり開催（R3縮小開催）</li> <li>・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転作確認（水田確認）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興対策事業補助金（交付事務等）</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲）</li> <li>・ 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き）</li> <li>・ 多面的機能支払活動支援事業（農地とその周辺環境の保全を目的に活動する団体への交付金支払事務を含めた支援）</li> <li>・ 遊休農地パトロール</li> <li>・ ふれあい農園</li> <li>・ 大口町 NPO 登録団体耕作くらぶによる米粉普及活動</li> <li>・ 農業ちゃれん塾</li> <li>・ 農機具レンタル事業</li> <li>・ その他（朝市会支援に関する事務）</li> </ul>



## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 農用地の保全に関する改善策に対する取組としては、企業誘致に係る都市計画マスタープランの将来都市構造図及び土地利用方針図の見直しに際し、工場の立地に適さず農業を推進するエリアを確保し、都市計画と農業振興地域整備計画を整理した。また、10年後を見据えながら現状に則した農業振興地域整備計画の全体見直し案を作成した。
- ・ 農地利用に関する改善策に対する取組としては、営農縮小希望の担い手の意向を把握し、新農業法人と調整しながら担い手の経営能力に合わせた農地配分の変更を行った。また、本町が直面している問題等を把握し解消するため、農家を代表する農業委員会の会議の場で意見交換した。  
その他、昨今米価の暴落が進む中で、水稻の農業者の離農を抑制し、安定経営を支援するため、令和4年度に新たな補助制度を創設し、緊急支援措置として水稻の農業者に対する支援も行った。
- ・ 水稻・麦以外の農業者の安定経営に関する改善策に対する取組としては、県の普及課及び農協と連携しながらブドウ農家や有機栽培農家に対するサポートや補助金交付を行った。
- ・ 耕作くらぶとの協働事業に関する改善策に対する取組としては、新型コロナウイルス感染症の終息を確認できなかったため、イベント開催時の米粉販売、普及啓発活動は叶わなかったが、引き続き憩いの四季での販売は継続した。
- ・ 農業ちやれん塾に関する改善策に対する取組としては、若い子育て世代をターゲットにイチゴの路地栽培を企画し、令和4年11月の第1回開講式から令和5年9月の修了式までの年間スケジュールを作成した。実施に当たっては、愛知北農協から講師を招き、実習を通じて摘花や摘葉、追肥等のイチゴの栽培方法を参加した塾生（家族10組）に学んでもらった。
- ・ れんげまつりに関する改善策に対する取組としては、昨年度に引き続きコロナ禍において通常開催ができなかったが、令和5年度、通常開催ができることを期待し、団体とともに播種作業や完成した役場南ひろばでの物販ブース等の設置計画を作成した。

## ■ 評価

- ・ 農用地の保全に関する取組に対する評価としては、都市計画と農業振興地域整備計画を精査しながら、都市計画マスタープランの将来都市構造図及び土地利用方針図の見直しに際しても、農業を推進するエリアを確保することができた。また、令和3年度に実施した基礎調査をもとに、10年先を見据えた農業振興地域整備計画の全体見直し案を遅滞なく作成することができ、予定どおり令和5年度初旬の公表に向けた準備を整えることができた。
- ・ 農地利用に関する取組に対する評価としては、適正に農地配分を行い農地所有者の理解のもと担い手の変更を行うことができた。また、町としても問題視していた畑利用の衰退について、農業委員会での意見交換の中でも同様であることが把握できたため、今後、新農業法人への支援と連携の中で、畑の農地利用を推進していかなければならないと考える。  
その他、米価下落で打撃を受けた水稻の農業者についても、緊急支援措置としての新たな補助制度を創設し、補助金交付による支援を遅れることなくすることができた。
- ・ 水稻・麦以外の農業者の安定経営に関する取組に対する評価としては、県の普及課及び農協と連携しながらブドウ農家や有機栽培農家に対するサポート体制を整えることができた。また、就農して間もない新規就農者を支援するため、新たに補助金（町独自）制度を創設し、補助金交付による手厚い支援を行うことができた。
- ・ 耕作くらぶとの協働事業に関する取組に対する評価としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年事業を縮小せざるを得ない状況にある中であるが、大口町産の米粉の販売や小麦の生産や商品化は継続することができた。
- ・ 農業ちやれん塾に関する取組に対する評価としては、新企画にも関わらず計画どおり実施することができた。
- ・ れんげまつりに関する取組に対する評価としては、昨年度に引き続き通常開催ができず一般開放という形になったが、天候にも恵まれ多くの方にお越しいただけた。令和5年度の通常開催に向けた準備も滞りなく進めることができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	3
事業名	農業法人設立事業		

## ■基礎情報

目的	第7次大口町総合計画に掲げる戦略の一つである「活力ある産業づくり」を進める中で、志を持って「農工商」すべての事業に取り組み、殊に生命を守り育てるために一番必要な「農」を守り発展させるため、現代において農業が抱える高齢化や後継者不足等の諸問題を解決していく。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな農業のあり方を調査・研究した結果を踏まえ、大口町の「農」を具現化する業務（新農業法人設立）</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の高齢化や後継者不足が加速していく中で、同様に、認定農業者も近い将来に迎える高齢化等の問題を秘めている。また、そうした中で町外事業者が町内農地に進出し、乱開発を進めていこうとする流れも加速していくと思われる。そこで、自立した営農活動が行えるかどうかなどの様々な不安を抱える中で、将来を見据えた認定農業者のあり方、豊かな農地を維持管理し、遊休農地の拡大を抑制するための仕組みづくりを構築する必要がある。</li> </ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業を取り巻く問題は様々であるが、町外事業者による乱開発を未然に防止するとともに、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりとして、令和3年度に実施した農業振興の核となる新農業法人の設立に向けた調査・研究の成果を踏まえ、町が関わる新たな農業法人を設立する。</li> </ul>

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第5章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第2節	産業・経済				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	新農業法人を設立し、持続可能な農業の仕組みを確立する。				
項目（単位）	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
・新農業法人を設立し、持続可能な農業の仕組みを確立する。		調査・研究	設立・運用開始	定着	

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人の運用開始
R6 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人の定着

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新農業法人設立・運用開始に係る業務</li> <li>持続可能な農業の仕組みの確立（農業法人設立）のための各種手続き</li> <li>人材確保業務（役員・従業員）</li> <li>資金調達業務（融資・資本金・補助金等）</li> <li>商号調査業務（法務局調査・商号決定）</li> <li>発起人会等開催（役員等）</li> <li>定款策定業務（定款策定・認証）</li> <li>設立総会開催（役員・出資者等）</li> <li>設立登記業務（法務局登記）</li> <li>各種届出業務（税務署・県・町・労働基準監督署・公共職業安定所・年金機構等）</li> <li>農地所有適格法人認定業務</li> </ul>

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新農業法人の設立に関する改善策に対する取組としては、令和4年12月28日付け法人設立登記までの間、3回の視察と32回（令和3年度13回・令和4年度19回）の会議を行った。また、視察や会議以外にも打合せを行い、中長期計画はもちろん具体的な事業計画の策定に取り組んだ。また、試験農場の確保のため、営農縮小する担い手の貸借農地の所有者に対する受け手変更の依頼及び手続きを行うとともに、農業用機械を確保するため、離農者に対し協力をお願いした。そして、法人設立に当たっては、必要な書類の作成や諸法令手続きの支援、更には増資に係る手続きの支援を行った。</li> <li>また、法人設立後は、更に具体的な事業計画や収支計画を作っていくに当たり、町内企業の協力をいただきながら、令和5年3月25日、26日開催のキッチンカーイベントで販売した試作ビールの開発や販売支援を行った。</li> </ul>
--

## ■ 評価

- ・ 新農業法人の設立に関する取組に対する評価としては、1年間の取組により、本事業の目的を達成するための新農業法人「(株)ユニバーサルファーム大口」を設立することができ、まずは、スタートを切れる段階に来ることができた。また、事業として行う水稲作、麦作及びブルーベリーを栽培する農地を確保することができたことや、離農者のご厚意により小規模ではあるが農業用機械を確保することができたことで、以後、事業を進められる状態にはなったが、農作業に従事する人材確保に苦慮しているため、人材確保への支援策を考えていかなければならない。

クラフトビールについては、昨今、女性や若年層にも大変人気の商品であり、キッチンカーイベントでは非常に好評を得ることができた。今後、本町の特産品づくりの一翼を担っていく新農業法人が行う6次産業化への取組は、本町が将来にわたり発展するためにも必要な取組であるため、引き続き商品開発や販売促進に対する支援を行っていかねばならないと考える。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	4
事業名	観光振興事業		

## ■基礎情報

目的	<p>桜が咲く時期に多くの人を訪れるの五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。</p> <p>既存の観光資源の他、観光資源と成り得るものを発掘しPRする。</p>
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 桜まつり関係業務</li><li>・ 観光全般に関する事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集客を助長するライトアップやぼんぼり点灯は控えてきたが、五条川の桜並木は多くの観光客や地元住民から愛されているため、安全で安心して桜並木を鑑賞できるよう桜まつりの開催方法を検討する必要がある。</li><li>・ 令和3年度に五条川桜並木にスポットを当てた観光パンフレットを作成し、引き続きPRしていくことになるが、その他の観光資源が乏しい町であるため、あらゆる観光資源を発掘しながら、観光の魅力を町内外に発信していく必要がある。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年3月半ばから令和4年4月半ばに実施する桜まつりにおいては、桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しつつも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を最優先に考え、状況に応じてライトアップやぼんぼり、仮設トイレの設置など判断する。なお、状況から見て、開催可能と判断した場合は、桜並木の鑑賞に最適な時期にぼんぼりの点灯や仮設トイレの設置を行うとともに、観光客や地元住民が安全で安心して桜並木の鑑賞できるよう三蜜を避けるなどの看板を設置し開催する。</li><li>・ 観光資源については、町の魅力を発信するプロモーション事業との関連を整理しながら、まちなっと大口、おおぐち宣伝部及び庁内関係部署の意見や提案等を参考にし発掘していく。そうして得た観光資源を町ホームページで発信したり、県の観光協会等との連携を行う中で、積極的に本町の観光PRを行う。</li></ul>

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第3節	情報発信・共有				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	・桜まつりにおけるムービングライトの照明演出を充実し、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所にする。				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜まつりにおけるムービングライトの照明演出を充実させ、更なる誘客に取り組む。</li> <li>・観光資源を発掘し、町内外へのPRを行う。</li> </ul>
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜まつりにおけるムービングライトの照明演出の点検評価を行い、必要であれば更なる誘客のための計画変更等の検討を行う。</li> <li>・観光資源を発掘し、町内外へのPRを行う。</li> </ul>

## ■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4	・桜まつりの開催(R4 縮小開催)
3	・次の桜まつり開催に向けた準備(ライトアップ、ぼんぼり、清掃等委託)
通年	・観光資源の発掘及びPR

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 桜まつりに関する改善策に対する取組としては、コロナ禍の影響を受けず、3年振りのライトアップ点灯と今回は趣向を凝らした企画としてのムービングライトを初めて実施した。また、今年度は温暖な気候であったため、桜の蕾の状況や気象情報を確認しながら、例年よりも前倒しで実施した。
- ・ 観光資源の発掘やPR方法に関する改善策に対する取組については、町の魅力を発信するプロモーション事業で実施した「大口町のこれって何だろう？を探れ！」で情報が集められたが、観光資源の新たな発掘とまでは行かなかった。そこで、現在町が自慢できる観光資源を広くPRしていくために、令和3年度に引き続き、最寄り駅や大型ショッピングセンターに五条川の桜並木を紹介する観光パンフレットを置いてもらうだけでなく、県内外を問わず観光パンフレットの提供依頼があった場合に随時送付し町の観光資源をPRした。また、愛知のお城観光推進協議会や愛知県大河ドラマ「どうする家康」観光推進協議会に参加する中で、本町が堀尾吉晴公生誕の地であることをPRするための歴史や史跡等のパンフレットをにっぽん城まつりなどの様々なイベント時において積極的に設置した。

## ■評価

- ・ 桜まつりに関する取組に対する評価としては、新設された花見橋周辺のライトアップ点灯をムービングライトにしたことで、多くの花見客から好評を得られた。また、開花に合わせ例年より点灯時期を早めたことも、的確に状況判断した結果であると評価できる。
- ・ 観光資源の発掘やPR方法に関する取組に対する評価としては、発掘までは至らなかったが、引き続きまちなえっと大口やおおぐち宣伝部と連携する中で取組んでいきたい。PRについては、各種パンフレットの設置を様々な場面でしたことで、多くの人の目に触れ、本町を知っていただく機会を作ることができたため、今後も積極的に参加していきたい。



# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	5
事業名	都市計画推進事業		

## ■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの策定・見直し</li> <li>・都市計画審議会の運営</li> <li>・都市計画基礎調査の実施</li> <li>・都市計画基本図の作成、修正</li> <li>・生産緑地関係事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画関連協議会事務</li> <li>・国土利用計画法に基づく届出等事務</li> <li>・測量法に基づく公共基準点管理</li> <li>・その他都市計画推進に関する事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランにおいては、平成22年度に都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」として、20年後（令和12年）の将来のまちづくりについての目標や将来像を定めている。これまで、未来の土地利用プロジェクトの検討結果を踏まえ、本町の交通利便性に優れた特性を活かし、より効果的な土地利用を実現するため、平成28年度以降、新たに工業ゾーンを追加する見直しを行うなど、工業系の土地利用を推進する地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域の見直しを実施した。 また、当初策定（平成22年度）から10年が経過する令和2年度には、市街化区域の規模、市街地整備などに関する事項について中間見直しをすることとなっていることから、特に公園・緑地に係る都市計画について、その後の整備状況等を踏まえた中間見直しを行うとともに、大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内に役場南ひろばを整備することに係る都市計画変更に伴う見直しを実施した。 しかしながら、都市計画マスタープランで工業系の土地利用を行う工業ゾーンと位置付けている区域において、企業誘致を行う場合に開発要件を満たすことが困難で工場立地計画が進まない場合があることから、企業誘致を進める上での課題となっており、また刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、計画と現状が乖離する地域を含め、将来を見据えた土地利用計画の見直しを進めていく必要がある。</li> <li>・平成5年11月に指定した生産緑地については、令和5年に指定後30年を経過することから、令和元年度及び令和2年度、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針を生産緑地所有者に説明した中で、概ね制度に対する理解は得られた。 今後、令和5年までの間、生産緑地所有者の高齢化が進む中で、世代交代や土地利用意向など、それぞれ状況や考え方に応じた相談に対応していく必要がある。</li> </ul>	

令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行うとともに、都市計画マスタープランの見直しについても、刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、計画と現状が乖離する地域を含め、将来を見据えた土地利用計画の見直しを行う。</li> <li>特定生産緑地に指定しない旨の町の方針に対しては、生産緑地所有者の理解が得られているが、令和5年までの間、生産緑地所有者の状況や考え方は日々変わっていく可能性があるため、生産緑地買取申出、行為制限解除等の相談や特定生産緑地指定に関する要望に対しては、これまで同様、生産緑地所有者一人ひとりの状況や相談等の内容に応じ対応していく。</li> </ul>
---------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内の低・未利用地面積割合</li> </ul>						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
2.2%	1.8%	1.8%	-	-	-	-	1.5%

成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査の進捗率</li> </ul>						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
97.7%	99.0%	99.0%	-	-	-	-	99.0%

## ■3年間の目標

目標	(この表は斜線が入っており、内容が不明です)					
	項目(単位)	R2実績	R3実績	R4実績	R5目標	R6目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来を見据えた土地利用計画の見直しを検討するため、土地所有者等の意向調査を行う。</li> </ul>
R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者等の意向調査の結果を踏まえ、土地利用計画の見直しが必要かどうかを判断する。</li> </ul>

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	・都市計画基礎調査 業務委託発注
12	・都市計画基礎調査 完了
1	・都市計画基礎調査 県報告
随時	・尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務 ・都市計画マスタープラン一部改訂事務（土地利用計画の見直し・企業誘致） ・都市計画審議会の開催・運営

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・都市計画事業に関する改善策に対する取組としては、企業支援課との連携の中で、令和3年度中に具体的な工場立地計画があった企業を誘致するため、令和4年度には都市計画マスタープランの将来都市構造図及び土地利用方針図を見直し、都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行った。また、都市計画マスタープランの将来都市構造図及び土地利用方針図について、計画と現状が乖離する地域として柏森大口線沿道の余野地区があるが、既に一般住宅が建ち並び商業施設の立地が現実的に不可能な地域であるため、地域サービス地区を一般住宅地に見直した。
- ・特定生産緑地に関する改善策に対する取組としては、特定生産緑地指定の手引きに基づく生産緑地所有者の意向調査として、令和5年2月に生産緑地所有者10件の自宅を訪問し、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針を説明した。また、その意向調査結果として、生産緑地所有者に「特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書」又は「特定生産緑地に指定しない旨の意向書」のいずれかを提出いただくよう丁寧に説明した。

## ■評価

- ・都市計画事業に関する取組に対する評価としては、令和3年度中に具体的な工場立地計画があった企業2件を誘致するために取り組んだ結果、現時点において1件の開発手続きにつなげることができた。また、柏森大口線沿道の余野地区における都市計画マスタープランの将来都市構造図及び土地利用方針図についても、都市計画審議会での丁寧な説明を経て現状に合わせた見直しを行うことができた。
- ・特定生産緑地に関する取組に対する評価としては、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針に同意が得られ、「特定生産緑地に指定しない旨の意向書」を生産緑地所有者全員から提出していただいたことで、口頭ではなく書面にて意向を確認することができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	6
事業名	シティプロモーション事業		

## ■基礎情報

目的	<p>持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちの魅力を発見する事業に係る事務</li> <li>・ まちの魅力を発信する事業に係る事務</li> <li>・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務</li> <li>・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務</li> <li>・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロモーション戦略第2期「まちと人をつなげるプロモーション」の2年目として、第1期を継承しながら新たに「企業とまち・人をつなぐ」戦略に取り組んだ。令和2年度から実施した町内企業の代表者をリレー形式で紹介する「社長リレーインタビュー」については、プロモーション事業を協働で進めるまちねっと大口とおおぐち宣伝部が主体となり、当日のインタビューから広報の記事作成までを担いながら、住民目線での企業紹介を行っているが、リレーする際の趣旨説明や日程調整が課題である。また、小学校の児童を対象としたプロモーション事業については、小学校、企業及び団体の協力のもと、総合的な学習の時間を当ててもらい、令和3年度では3校すべての小学校で実施することができた。これまで、各学校長をはじめ教職員はもちろん、学習した児童からも好評を得ているが、更に本町の魅力を知ってもらうため、これまでに実施したテーマだけでなく、他のテーマを開拓し事業を展開する必要がある。</li> <li>・ しかしながら、プロモーション事業においては、人を集めて実施することでより効果が得られる事業も少なくない中で、この度の新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、今後停滞していくことが懸念される。</li> <li>・ 移住・定住支援補助金制度については、ホームページからの情報入手が多く、人生の節目での定住を考える若い世代も多いことから、年度途中で予算枠に達しないよう限られた予算の中で、補助金額の見直しをするなどしながら適正な予算措置を講じるとともに、本町に所縁ある若い世代の移住・定住支援のため、町内在住の親世代に周知するだけでなく、企業とも連携しながら事業を進める必要がある。</li> </ul>	

令和4年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期の最終年として、令和2年度から始めた事業の継続と評価を行いながら、これまで同様、まちなっと大口、おおぐち宣伝部及び町が協働でプロモーション事業を進めていくとともに、企業との連携を密にしながら町と企業、町と町内企業に勤務する若い世代等を結び付ける取組を実施する。もちろん、こうした取組においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、時期を見極めながら事業を展開していけるよう情報の把握にも努める。</li> <li>移住・定住支援補助金制度については、同居近居を希望する若者や町内企業の在勤者のニーズがあるため、前年までの相談件数を考慮する等、限られた予算の中で多くの若者を支援できるよう適正な予算措置を講じるとともに、町内在住の親世代向け、あるいは在勤企業向けの制度周知に取り組む。</li> </ul>
-----------------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第3節	情報発信・共有				
成果 指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>町ホームページによる情報提供への満足度</li> </ul>						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
62.2%	64.3%	64.3%	-	-	-	-	70.0%

## ■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民がまちを知り尽くし、まちを使って楽しんでいる。</li> <li>住民が企業の魅力を語ることができる。</li> </ul>				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者	6件	7件	3件	10件	10件
在勤者定住支援補助金の利用者	14件	11件	4件	14件	14件

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	第3期の1年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション</li> <li>アクションプランの進捗管理</li> <li>ゆかりある人とつながる</li> </ul>
R6年度	第3期の2年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション</li> <li>アクションプランの進捗管理</li> <li>受け入れる環境を整える</li> </ul>

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	・ まちの魅力発信協働委託 「おおぐち宣伝部」との定例会議（月1回程度）で、第2期アクションプランの最終年として事業を進めるとともに、第3期アクションプランにつながっていくよう話し合いながら、年間活動計画を立てて開催する。
	・ 金助桜まつりにてPR ・ れんげまつりにてPR
11	・ ふれあいまつりにてPR
1	・ 成人式にてPR
随時	・ 小学校の授業に合わせたPR ・ 社長さんリレーインタビュー（6回程度） ・ 魅力発見ツアーの企画・実施（2回程度） ・ まちの魅力 Web ページ更新 ・ 企業との連携イベント

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ シティプロモーション事業に関する改善策に対する取組としては、社長リレーインタビューにおいては役割分担しながら趣旨説明や日程調整を行った。また、小学校の児童を対象としたプロモーション事業では、授業で行う新しいテーマの開拓については取り組めなかったが、令和3年度から始めた大口南小学校での授業数を増やせるよう学校との調整を行う中で実施した。コロナ禍において、事業の停滞が懸念されたが、まちねっと大口、おおぐち宣伝部及び町が連携し、感染の拡大状況に注視しながら安全に実施し得る可能な限りの事業に取り組んだ。また、第2期の最終年として、事業評価を行いながら、第3期アクションプランの案を作成した。
- ・ 移住・定住支援補助金制度に関する改善策に対する取組としては、限られた予算の中で多くの若者を支援できるよう限度額の引き下げはしたものの、申請者の受入件数を増やす予算措置を講じた。  
また、移住・定住支援補助金制度を周知・啓発するため、町内に本店がある法人411社と支店がある13社の計424社を対象に、令和5年1月に「大口町内に事務所等がある法人への移住定住支援補助金に係る啓発のお願い」と題した啓発チラシを送付し、在勤者への制度周知を依頼した。

## ■評価

- ・ シティプロモーション事業に関する取組に対する評価としては、コロナ禍において実施することができなかった計画もあったが、社長リレーインタビューにおける趣旨説明や日程調整を分担したり、小学校の児童を対象としたプロモーション事業では、大口南小学校での授業数を増やし実施することができた。コロナ禍ではあったが、計画事業を取捨選択しながら最大限のプロモート活動ができたことは評価できる。また、第1期、第2期アクションプランの事業を継続しながら、プロモーション戦略に法った第3期アクションプランの案を作成することができたことも、令和5年度以降につながるものであると考える。
- ・ 移住・定住支援補助金制度に関する取組に対する評価としては、移住・申請者の受入件数増の予算確保はでき、計424社に対する周知・啓発に取り組んだものの、同居支援及び近居支援補助金制度の利用は3件、在勤者支援補助金制度の利用は5件と昨年度よりも利用件数が減少してしまったため、その原因を探り、令和5年度以降の利用件数の増加につなげていきたい。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	7
事業名	住環境整備事業		

## ■基礎情報

目的	<p>大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。</p> <p>また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。</p>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震改修及び減災化促進業務</li> <li>・建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険ブロック塀撤去促進業務</li> <li>・空家対策業務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震化及び減災化促進業務、建築物耐震促進業務については、これまでの「大口町建築物耐震化促進計画」と毎年のアクションプログラムに基づき、旧耐震基準の木造住宅の耐震化及び減災化を促進する補助制度により、所有者に対し周知啓発を行っているが、申込件数が伸び悩んでいる。</li> <li>・危険ブロック塀撤去促進業務における補助制度については令和3年度末を以って廃止したが、これまでに無料診断を実施したブロック塀の所有者に対し、自主的な撤去等の対策を講じるよう引き続き周知徹底を図る必要がある。</li> <li>・空家対策業務については、地域住民等からの情報提供により、その都度所有者に対して適正な管理を依頼しているが、遠方にお住いの所有者も多いため、日常的な庭木の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなど、地域住民等から苦情や相談が寄せられているため、速やかな対応が困難な状況が続いている。</li> </ul> <p>そこで、これまでに取り組んできた従前の公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「従前協定先」という。）との利活用相談や空家バンク登録、融資相談等の連携に加え、令和3年度に新たに公益社団法人コミュニティ・ワークセンター及び一般社団法人アクティブ（以下「新協定先」という。）と新たに「大口町空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、所有者自ら管理することが困難な場合に、所有者に対し草刈り等の管理業務の委託先を紹介する仕組みを創設した。また、令和3年度、一般社団法人アクティブに対し、町が空家等の巡回業務を委託する中で、新たに発生した空家で管理されていないものを把握することはできたが、継続的な空家の把握に努めるだけでなく、空家の改修や除却、その他有効な利活用に向けた周知啓発方法等の取組を検討する必要がある。</p>	

令和4年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に一部改訂した「大口町建築物耐震化促進計画」に基づき、旧基準木造住宅の所有者に対し、地震に対する安全性の向上と災害に強い地域社会の形成のために補助制度の周知啓発を行い、積極的且つ早急な対策が講じられるよう個別案内等の有効な手続きを実施する。 また、危険なブロック塀の所有者に対しては、自主的な撤去等の対策を講じるよう周知徹底を図る。</li> <li>空家は把握しているもののほか、新規で情報提供を受けるものもあるため、その都度速やかに所有者を特定し、当該所有者に対し空家の適正な管理を依頼していく。また、空家の利活用等意向調査を行う中で、所有者が希望する場合は従前協定先との連携により、個々の所有者の相談に応じながら有効な利活用を検討したり、新協定先との連携により所有者自ら適正な管理が困難な場合に、管理業務の委託を提案する。 そうしたことを通じ、空家の有効な利活用や除却についてのアドバイスを受けるだけでなく、補助制度を利用した空家解消を推奨するなどして、従前協定先との連携を強化していく。また、相続等により所有者が遠方にお住まいの場合は、空家の維持管理が困難なケースが散見され、管理意識も比較的に希薄であるため、所有者の定期的な管理義務の意識を高めるため、積極的に新協定先を紹介するなど所有者に対しアプローチする。また、令和3年度、一般社団法人アクティバルに委託した空家等の巡回業務における調査結果に基づき、個別に所有者を訪問し、空家の改修や除却、その他有効な利活用に向けた周知啓発を行う。</li> </ul>
-----------------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果 指標	住宅の耐震化率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
77.0%	87.0%	87.0%	-	-	-	-	95.0%

## ■3年間の目標

目標	(この表は斜線で消されています)					
	項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標



## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。</li> <li>・福祉部局とも連携しながら、老人クラブなどの団体に対し空家対策について説明する。</li> </ul>
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。</li> <li>・空家の新規発生を抑制するため、空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる対象や機会を検討し、取り組む。</li> </ul>

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修等補助制度の案内を送付する。</li> <li>・広報掲載（耐震関連補助制度・空家対策関連制度）</li> <li>・空家等対策協議会の開催（年2回程度）</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家現地確認</li> <li>・空家適正管理依頼</li> </ul>

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 木造住宅耐震対策に関する改善策に対する取組としては、地震に対する安全性の向上と災害に強い地域社会の形成のために補助制度を周知するため、令和4年10月に旧基準木造住宅の所有者で、かつ平成29年度から令和3年度までに無料耐震診断を受けられた106件に対してDMを送付した。これにより補助制度を周知しただけでなく、コロナ禍で職員が自宅に出向くことはできなかったが、直接相談を希望する所有者の耐震化に関する困り事や相談事を電話で聞き、所有者自らが積極的且つ早急な対策が講じられるよう個々に応じた助言を行った。  
また、令和3年度をもって撤去費補助制度は終了したが、危険なブロック塀の所有者に対しては、日頃から自己点検を行い自主的な撤去等の対策を講じるようHPで周知した。
- ・ 空家対策に関する改善策に対する取組としては、従前協定先から専門家の派遣を依頼し、令和4年11月開催のふれあいまつりで空家相談会を行った。また、管理不全の空家に対する苦情があった際、新協定先との連携により所有者自ら適正な管理が困難な場合に、管理業務の委託を提案するチラシを送付した。  
その他、令和3年度に行った空家実態調査を受け相談希望のあった空家所有者24件（町内9件、県内11件、県外4件）を対象に、その後の状況や意向を把握するため令和4年11月～12月の間で聞き取りによる追跡調査を実施した。また、台風が迫る中、連絡があった空家の隣に住む住民の不安を解消するため、直接所有者の自宅に出向き対策を講じるよう依頼するとともに、今後災害時などの緊急時に連絡ができるよう121件の空家所有者に対し、連絡先を提供してもらうよう通知により依頼した。更には、一般社団法人アクティバルに対し98件の空家の調査業務を委託した。

## ■ 評価

- ・ 木造住宅耐震対策に関する取組に対する評価としては、DM を送付した 106 件の旧基準木造住宅の所有者のうち 8 件から直接相談の申込みがあり話を聞いた結果、2 件は耐震改修を検討し、1 件は耐震改修又は除却を、2 件はシェルターによる対策を検討するとの意向を確認できたため、今後、所有者自らが行う耐震改修等の取組に対する支援をしていきたい。
  - ・ 空家対策に関する取組に対する評価としては、専門家を招いたふれあいまつりでの空家相談会では、4 件の相談があり、直接個々の相談内容に応じた的確なアドバイスの結果、1 件空き家バンク登録につながることができた。また、協定先との連携による取組については、令和 4 年度は地域住民から 6 件の管理不全の空家に対する苦情があり、新協定先による管理業務の委託を提案するチラシを送付したところ、1 件だけではあったが新協定先の受注作業による空家管理につながることができた。
- その他、聞取りによる追跡調査の結果、相談希望のあった空家所有者 24 件のうち、危険空家除却費補助金の利用につながる案件が 2 件、不動産業者と売買契約済みが 3 件、所有者で維持管理を継続する予定が 15 件、事前相談済みが 4 件と把握できた。また、台風時の職員対応を受け、所有者が即日対策を講じたことにより、空家の管理不全が解消されるとともに、通知により依頼した 121 件の空家所有者うち 47 件の緊急時連絡先を把握することができた。さらに、98 件の空家調査業務を委託したことにより、管理されている物件が 5 件、管理不全と判明した物件が 20 件あることが分かったため、今後、所有者自らが行う空家除却や空家活用改修への支援をしていきたい。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	8
事業名	開発・建築事務事業		

## ■基礎情報

目的	<p>秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務</li> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導</li> <li>・ 建築確認申請の受付</li> <li>・ 開発、建築許可の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設整備計画届出の受付</li> <li>・ 建築リサイクル法に基づく届出</li> </ul>	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関、部署と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努めているが、対象案件に係る事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行う際に、その打合せ協議内容について、協議漏れや内容が不十分である場合や関係課間で内容に対する認識が相違する場合が散見される。こうした場合、円滑な事務の遂行を妨げる原因になるだけではなく、事業者によっては事前の打合せ協議から事業計画を立案しているため、事業計画の変更を生じさせる等の影響を及ぼす可能性があるため、指導項目や内容について統一する必要がある。</li> <li>また、事業者が行う事業の達成に当たっては地域住民の理解が必要となることから、事業者に対し地域住民への丁寧な事業概要説明を促す必要がある。</li> <li>更には、昨今、事業者が行う宅地開発等の多様化に伴い、それぞれの事案に対応すべく当該指導要綱の改定も検討する必要がある。</li> </ul>		
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、的確な指導となるよう各担当課と意見交換を行い、指導項目及び内容について整理する。</li> <li>また、事業者が行う事業の工期中はもちろん事業開始後に当たっては地域住民の理解が必要となることから、事業者に対し地域住民への丁寧な事業概要説明を行うよう指導する。</li> <li>そうしたことを踏まえるとともに、昨今、事業者が行う宅地開発等の多様化に伴い、それぞれの事案に対応すべく必要がある場合には、当該指導要綱の一部を改正することも検討する。</li> </ul>		

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第2節	生活基盤				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係るマニュアルにより、指導内容の平準化と事前の打合せ協議の円滑化、また地域住民の理解を深められるよう事業者に対する指導を徹底する。				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係るマニュアルにより、指導内容の平準化と事前の打合せ協議の円滑化、また地域住民の理解を深められるよう事業者に指導する。
R6 年度	・大口町宅地開発等に関する指導要綱に係るマニュアルにより、指導内容の平準化と事前の打合せ協議の円滑化、また地域住民の理解を深められるよう事業者に指導する。

## ■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4~	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例の相談窓口、申請等の受付事務、申請書類の県への進達事務</li> <li>・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 毎月末閉め、翌月中旬に宅地開発審査会を開催</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発及び建築許可申請等に関する相談対応</li> </ul>

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 開発・建築事務事業に関する改善策に対する取組としては、大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る事前の打合せ協議が必要となる各担当課への聞き取りを行い、事業者が事前の打合せをする際の協議内容や指導項目を整理したマニュアルを作成した。  
また、これまでは、地元区長への説明のみ行うよう事業者に対する指導を行ってきたが、それに加え、今年度は地域住民に向けた説明会の開催も検討するよう指導した。  
なお、宅地開発等の多様化に伴う当該要綱の見直しに関しては、軽微な変更による宅地開発等であっても、基本的に指導対象となる案件についてはすべて協議をお願いしていくこととしたため、当該指導要綱の一部改正は行わなかった。

## ■ 評価

- ・ 開発・建築事務事業に関する取組に対する評価としては、大口町宅地開発等に関する指導要綱に係るマニュアル作成の取組により、担当者としても指導内容を事業者に分かりやすく明確に伝えることができるようになり、事前の打合せ協議が円滑に行われるようになった。  
また、地域住民への説明会の開催を検討するよう指導したことで、地元区長の要請に応じた地域住民説明会が開催されたこともあったため、今後も地域住民の理解を深められるよう事業者に対し指導していく。  
なお、宅地開発等の多様化に伴う当該要綱の見直しについては、現時点において行う必要はないと判断したが、今後当該要綱の一部改正の必要がある場合には、再度開発事業に照らしながら検討していくこととする。